

「青森県いじめ防止基本方針」についての提言

(素案)

平成26年3月〇〇日 ()

青森県いじめ防止基本方針検討協議会

はじめに

いじめ問題について全国的な関心が高まる中、教育再生実行会議から「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要」との提言を受け、平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行された。

本協議会は、本県におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための「青森県いじめ防止基本方針」の在り方や方向性について協議することを目的に設置され、平成25年12月25日に第1回協議会が開催された。

この協議会において、県及び県教育委員会から以下の事項の検討を依頼された。

- (1) いじめ防止についての基本的な考え方
- (2) いじめ対策についての取組
- (3) 重大事態への対応

また、第2回協議会は平成26年1月17日、第3回は同年2月17日に開催され、3回にわたる検討を重ねてきた。各委員からは、それぞれの立場から意見が出され、協議は多岐にわたった。

本協議会は、これまでの協議内容を踏まえ、以下のとおり提言する。

提言1 いじめ防止についての基本的な考え方

「いじめは絶対に許されない行為である。」という共通認識を持ち、その対策には、県民一体となって取り組む必要がある。

(1) いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることや、いじめを受けた人の尊厳を奪う行為であることを、児童生徒が十分理解できるようにする必要がある。

(2) 県民全体に対して、いじめ問題への取組の重要性について認識を深めるための普及啓発が必要である。

また、いじめにあっている児童生徒が、SOS等を発信しやすい体制を整え、安全・安心を保障するシステムを構築する必要がある。

(3) いじめにあった児童生徒が、その後いじめる側にまわることもあるなど、「いじめは、どの子にも、どの学校でも、起こり得るものである。」という共通認識を持ち、常に全ての児童生徒を見守っていくことが重要である。

また、児童生徒が互いの良さを認め合う望ましい人間関係を築き、いじめ問題を自分のこととして考え、関わっていこうとする態度を身に付けさせるため、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

提言2 いじめ対策についての取組

「社会総がかりでいじめに対峙していく」ために、県、学校、家庭、地域及び関係機関は、いじめ防止等に係るそれぞれの役割に従って取組を推進するとともに、その取組を実効的なものとするための連携体制を構築する。

(1) 県における取組

- ア いじめの防止等の取組を推進するために必要な体制の整備に努める。
- イ いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るための連絡協議会を設置する。
- ウ いじめ対策を実効的に行うための調査研究を行ったり、重大事態に係る調査を行ったりするなどの機能を有する組織を設置する。
なお、設置に当たっては、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図ることにより、中立性・公平性を確保する必要がある。

[充実させ整備する必要がある取組]

- ・ いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に努める。
- ・ インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制の整備に努める。
- ・ 心理・福祉等に関する専門的知識を有する人材等の情報収集に努め、多様な人材を活用できる体制を構築する。
- ・ いじめの防止等のための広報その他の啓発活動に取り組む。
- ・ 保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置に努める。
- ・ いじめ問題への対応や、思いやりの心を育てるための研修を充実させ、教職員の資質向上を図る。
- ・ 電話相談員やメール相談員の対応能力の向上を図る。
- ・ JUMPチームの活動のような児童生徒が自主的に行ういじめ防止等に関連する活動を支援する。

(2) 学校における取組

- ア いじめ防止等の取組を推進するに当たっては、教職員全員の共通理解の下、複数の教職員により児童生徒を見守る体制づくりに努めるとともに、家庭や地域、関係機関と連携して取り組む。
- イ 「学校いじめ防止基本方針」の策定及び運用に当たっては、学校全体での取組とするために児童生徒が主体的に参画できるよう留意するとともに、保護者や地域と連携した取組を推進するため、保護者及び地域の方に参画いただく。
- ウ いじめの発見・通報を受けた場合には、迅速かつ組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒を守るとともに、いじめを行った児童生徒に対してもその児童生徒の人格の成長を促し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- エ 児童生徒に、命の尊さや思いやりの心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

[充実させる必要がある取組]

- ・ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけのように見えたりすることもあるため、教職員は、日頃から児童生徒との信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す変化やサインを見逃さないように努めるとともに、情報共有により組織的に児童生徒を見守っていく。
- ・ 児童生徒がいじめの問題について考え、その防止に主体的に取り組む活動を充実させる。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ・ 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。

提言3 重大事態への対応

重大事態に至るようないじめを受けた児童生徒、保護者及び関係した児童生徒の心のケアに努めるとともに、専門的知識を有する外部人材を活用して事実関係などを調査し、再発防止に努める。

- (1) 重大事態が発生した場合は、これに関わった児童生徒が深く傷つき、周囲の児童生徒や保護者にも不安や動揺が広がることから、学校の設置者及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。
- (2) 重大事態を調査する組織の設置に当たっては、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し、かつ当該いじめ事案の関係者と直接の利害関係を有しない者（第三者）を加えることにより、調査の公平性・中立性を確保する必要がある。

なお、この組織の設置が困難な地域もあることから、これらの地域を支援するため県及び県教育委員会は、関係機関の協力を得られる体制整備に努める。
- (3) 重大事態の調査により明らかになった事実関係が、学校の設置者及び学校にとってたとえ不都合なことであったとしても、それを隠さず事実にしかりと向き合い再発防止に努める。

結びに

本協議会の各委員は、それぞれの専門的な見地に立ちながら、本県の児童生徒が未来に希望を持って学業に専念できる体制づくりを支援するという共通の願いから検討を重ね、今回の提言をまとめるに至った。

協議の過程では、「基本方針の策定及び運用に当たっては、ルールにしばられ、児童生徒の主体性が奪われないように配慮するとともに、学校にはある程度の裁量権を確保しておく等弾力的な運用が必要である。」など、あくまでも児童生徒の健やかな成長を願う観点からの意見や、「家庭環境（親子関係）が子どもの人間関係づくりに大きく影響し、いじめの背景となることも多いことから、家庭教育の重要性を訴えていく必要がある。」とする家庭教育の在り方に言及する意見もあった。さらに「学校だけでなく、家庭、地域の中でも人権に対する感覚を養い、いじめは許さないという体制を地域一体となって作っていくことが必要である。」という地域社会の役割に期待する意見もあったことを付しておきたい。

県及び県教育委員会においては、提言に込められた協議会委員の想いを受け止め、可能な限り迅速に「青森県いじめ防止基本方針」を策定することを期待する。そして、本県の全ての児童生徒がいじめに苦しむことなく、明るくのびのびとした学校生活を送ることを願い、提言の結びとする。